

平成 22 年 11 月 4 日

各 位

会社名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 信太郎
(コード番号 8136 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 江森 進
電話番号 03 (3779) 8058

当社に対する仮処分命令の決定に関するお知らせ

当社、および当社子会社 Sanrio GmbH(所在地：ドイツ)に対してなされた Mercis B.V (以下、メルシス社) による仮処分命令の申立てに対する決定がなされましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 仮処分命令の決定がなされた日

2010 年 11 月 2 日

2. 仮処分命令の決定に至った経緯

メルシス社 (原告) は、サンリオのキャラクター Cathy (ハローキティの友達のうさぎのキャラクター) が、同社が保有する「ミッフィー」の著作権、商標権の権利を侵害していると平成 22 年 8 月 26 日に当社および当社欧州子会社 Sanrio GmbH に対して、当該キャラクターの使用停止等の仮処分命令の申立てがなされ、このたびオランダ、アムステルダム地方裁判所によってその仮処分命令が以下の通り決定されたものであります。

3. 仮処分命令の申立てした者

社名：Mercis B.V.

住所：オランダ アムステルダム

業種：ディック・ブルーナ氏によって描かれた「ミッフィー」の著作権、商標権の保有

4. 仮処分命令の決定の主な内容

① ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルク) における対象商品 (キャッシュが付された全商品) に関する製造販売の停止

② ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルク) における関連取引先への通知

③ 今後命令違反があった場合の罰金

1 日 25,000 ユーロ (約 282 万円)、総額上限 200 万ユーロ (約 226 百万円)

5. 今後の見通し

当社としては、同仮処分命令の決定を不服としており、原告の権利を侵害していないということを今後も裁判を通じて主張してまいります。現時点では業績への影響は限定的と考えておりますが、今後の経過について新たな重要な事実が生じた場合には適宜お知らせいたします。

以上